五の三　請求者が法第二十四条第三項第二号に掲げる者（法第二十四条第一項の規定に該当する者を除く。）である場合においては、次の事実を認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

イ・ロ　（略）

五の四　請求者が法第二十四条第三項第三号に掲げる者（法第二十四条第一項の規定に該当する者を除く。）である場合においては、死亡した者が軍人軍属としての勤務についた日又は準軍属となつた日の前日において、請求者が死亡した者の父又は母の配偶者であつたことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類（請求者が同日において、婚姻の届出をしていないが、事実上死亡した者の父又は母と婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合においては、その事実を認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類とする。）

五の五～十二　（略）

3　第一項の遺族給与金請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～四　（略）

五　遺族給与金の支給を受けようとする者が法第二十六条第二項の規定による先順位者である場合においては、その者が先順位者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

六・七　（略）

4　（略）

（遺族年金又は遺族給与金の額の改定）

第二十八条の二　（略）

2　（略）

3　次順位者が第一項の請求書を提出する場合においては、前項に掲げる書類のほか、その者が次順位者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類を添えなければならない。

4　（略）

第二十八条の四　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　請求者が先順位者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

3　（略）

（弔慰金の請求）

第三十六条の二　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～六　（略）

七　請求者の順位より先順位の者がいない旨の申立書（様式第二十三号）及びその旨を認めることができる戸籍の抄本その他の書類

八　（略）

五の三　請求者が法第二十四条第三項第二号に掲げる者（法第二十四条第一項の規定に該当する者を除く。）である場合においては、次の事実を認めることができる戸籍の謄本又は抄本

イ・ロ　（略）

五の四　請求者が法第二十四条第三項第三号に掲げる者（法第二十四条第一項の規定に該当する者を除く。）である場合においては、死亡した者が軍人軍属としての勤務についた日又は準軍属となつた日の前日において、請求者が死亡した者の父又は母の配偶者であつたことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本（請求者が同日において、婚姻の届出をしていないが、事実上死亡した者の父又は母と婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合においては、その事実を認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類とする。）

五の五～十二　（略）

3　第一項の遺族給与金請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～四　（略）

五　遺族給与金の支給を受けようとする者が法第二十六条第二項の規定による先順位者である場合においては、その者が先順位者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本

六・七　（略）

4　（略）

（遺族年金又は遺族給与金の額の改定）

第二十八条の二　（略）

2　（略）

3　次順位者が第一項の請求書を提出する場合においては、前項に掲げる書類のほか、その者が次順位者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。

4　（略）

第二十八条の四　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　請求者が先順位者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本

3　（略）

（弔慰金の請求）

第三十六条の二　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～六　（略）

七　請求者の順位より先順位の者がいない旨の申立書（様式第二十三号）及びその旨を認めることができる戸籍の抄本

八　（略）